

**事業者のみなさまへ**  
 ~ 公害関係法令の申請・届出のご案内 ~

この案内は、事業者のみなさまが新たに事業を始められ、施設を設置する場合、施設を増設する場合などに公害関係法令の手続きの参考となるよう作成した資料です。以下の施設などを設置する場合は申請・届出が必要となる場合がありますので、設置する施設などの一覧表をお持ちいただき、窓口でご相談ください。

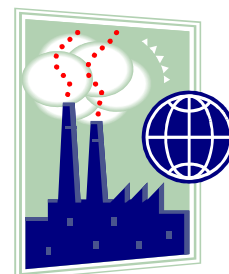
法令名	施設等（一部）	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」）	洗浄施設、破碎施設、ろ過施設、動力プレス機、せん断機、熱処理施設、コンベア施設、原料処理施設、ディーゼルエンジン、ガスエンジン、廃棄物焼却炉、ドライクリーニング施設、水洗式クリーニング施設、ボイラー、塗装施設、乾燥炉、表面処理施設、めっき施設、給油施設 等 <b>規則別表第1</b>	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	ボイラー、溶解炉、加熱炉、焼成炉、廃棄物焼却炉、乾燥施設、ディーゼル機関、ガス機関 等 <b>令別表第1</b>
	揮発性有機化合物排出施設	乾燥施設、塗装施設 等 <b>令別表第1の2</b>
	一般粉じん発生施設	ベルトコンベア、破碎機、ふるい 等 <b>令別表第2</b>
騒音規制法	機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、コンクリートプラント 等 <b>令別表第1</b>	
振動規制法	機械プレス、圧縮機、コンクリートブロックマシン 等 <b>令別表第1</b>	
水質汚濁防止法	原料処理施設、廃ガス洗浄施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、ちゅう房施設、入浴施設、自動車車両洗浄施設 等 <b>令別表第1</b>	
	有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設	
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉、廃ガス洗浄施設 等 <b>令別表第1・2</b>	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	上記法律で該当施設があった場合、規模などにより公害防止統括者・管理者等を選任しなければならない場合があります。	

注) ここで紹介した施設は、各法令で申請・届出が義務付けられている**施設の一部**です。  
 また、施設により、規模要件などがある場合があります。

法令の条文・様式は次のページから入手することができます。

- ・ 県条例の条文（神奈川県ホームページ内）  
[https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W\\_login.exe](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_login.exe)
- ・ 県条例の様式（神奈川県ホームページ内）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p513943.html>
- ・ 法律の条文（環境省ホームページ内）  
<http://www.env.go.jp/houreji/>
- ・ 法令の様式（電子政府の総合窓口ホームページ内）

<https://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAEGOVMTSEARCH&keywordNameIn=1>



注) 各ホームページから入手した様式の場合、宛先が「相模原市長」となっておりませんので、宛先を「相模原市長」と書き換えて使用してください。

**お問い合わせ先**

緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区	環境保全課	TEL 042-769-8241
緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区	津久井地域環境課	TEL 042-780-1404

## 公害関係法令の申請・届出について

表面の各法令に該当する施設などを設置する事業者は、以下の申請・届出が必要となります。

法令名	申請・届出名称	設置に関する実施制限等
県条例	指定事業所設置許可申請書（条例第3条）	許可後に着工
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置届出書（法第6条）	届出 60日実施制限 （短縮可）
	揮発性有機化合物排出施設設置届出書 （法第17条の5）	
	一般粉じん発生施設設置届出書（法第18条）	届出後に着工
騒音規制法 振動規制法	特定施設設置届出書（法第6条）	届出 30日後に着工
水質汚濁防止法	特定施設設置届出書（法第5条）	届出 60日実施制限 （短縮可）
	有害物質貯蔵指定施設設置届出書 （法第5条）	
ダイオキシン類 対策特別措置法	特定施設設置届出書（法第12条）	届出 60日実施制限 （短縮可）

上記の申請・届出を行った事業者は、施設の設置、施設の構造変更、代表者の変更、施設の廃止等の場合に申請や届出が必要なときがありますので、環境保全課（津久井地域環境課）まで、ご相談ください。

### 特定有害物質を使用する場合の事業所の手続きについて

事業所で特定有害物質を使用する場合には、事業所の廃止時、土地の形質変更時に法令による届出及び土壌の調査が必要となる場合があります。

忘れずに手続き  
してミン



相模原市マスコットキャラクター さがみん

### 特定有害物質の一覧表

第1種特定有害物質 （揮発性有機化合物）	第2種特定有害物質 （重金属等）	第3種特定有害物質 （農薬等）
四塩化炭素	カドミウム及びその化合物	シマジン
クロロエチレン	六価クロム化合物	チオベンカルブ
1,2-ジクロロエタン	シアン化合物	チウラム
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	有機りん化合物
1,3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	
ジクロロメタン	ひ素及びその化合物	
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		

### その他

- 相模原市環境保全に関する条例では、処理施設の構造上の目標となる標準などが示されています。
- 水質汚濁防止法の該当施設があり、当該事業所からの排水を公共下水道に接続している場合には、下水道法の届出も必要となる場合があります。詳細については、下水道保全課へお問合せください。

新たに事業所を設置する場合や、薬品等を変更する場合には、可能な限り特定有害物質以外のものを選ぶようにしましょう。